



# 佐賀県公報

平成20年  
6月3日  
(金曜日)  
第 13055号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

告示

○道路の区域の変更

(二五〇・道路課)

○道路の供用開始

(二五一・〃)

公告

○基本測量の実施

(土地対策課)

## ○ 告 示

◎佐賀県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年六月三日から平成二十年七月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名

区 間

変更前後の別

幅員

延長

中野武雄線  
武雄市武雄町大字富岡字水谷一  
一三七五番一地从先から  
武雄市朝日町大字甘久字柳瀬一  
〇三六番二地先まで

中野武雄線  
武雄市武雄町大字富岡字水谷一  
一三七五番一地从先から  
武雄市朝日町大字甘久字柳瀬一  
〇三六番二地先まで

前

一・九  
七・八

一六三・〇  
一六一・四

後

一七・八  
八・七

一六三・〇

◎佐賀県告示第二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年六月三日から平成二十年七月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月三日

佐賀県知事 古川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

県道  
中野武雄線  
武雄市武雄町大字富岡字水谷一三七五番一地从先から  
武雄市朝日町大字甘久字柳瀬一〇三六番二地先まで

平成二〇・六・五

## ○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年6月3日

- 佐賀県知事 古川 康
- 1 作業種類 基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業
  - 2 作業期間 平成20年5月1日から平成21年3月20日まで
  - 3 作業地域 佐賀市、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年六月三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社